

第 73 回全国植樹祭基本計画作成業務（宿泊・輸送等） 仕 様 書

1 業務名

第 73 回全国植樹祭基本計画作成業務（宿泊・輸送等）

2 目的

第 73 回全国植樹祭の開催目的を達成するため、令和元年 5 月に第 73 回全国植樹祭岩手県準備委員会が作成した「第 73 回全国植樹祭基本構想」を踏まえ、大会の宿泊・輸送等業務に係る基本計画を作成する。

3 業務委託期間

委託契約締結の日から令和 3 年 3 月 18 日まで

4 基本計画の内容

「第 73 回全国植樹祭基本構想」に基づき、次に掲げる事項に関する基本計画（宿泊・輸送等）を作成する。

- (1) 招待者等の管理業務に関する計画
招待者の名簿の作成、招待事務の一元管理の方法についての計画
- (2) 招待者等の宿泊に関する計画
宿泊申込受付、宿泊先の手配・配宿、料金の設定等についての計画
- (3) 招待者等の輸送に関する計画
輸送手段、輸送ルート、運行計画、必要台数の算定等についての計画
- (4) バス運行計画および駐車場の利用計画、交通誘導等に関する計画
輸送バスの運行に係る計画、駐車場の設置計画、交通誘導等に必要のサイン・チラシ・看板等の作成、設置、配布等についての計画
- (5) 招待者等への配布物の作成、手配、配布に関する計画
招待者等の記念品・IDカード・胸章等の作成および配布等の計画
- (6) 受付等に関する計画
各宿泊施設や会場における大会受付、資料の配布等の計画
- (7) 参加者への弁当、お茶の配布に関する計画
弁当やお茶の企画、管理・配布・回収についての計画、衛生管理方法等の計画
- (8) 視察旅行に関する計画
視察旅行（参加者負担）の企画・実施に係る計画

5 成果品の提出

- (1) 基本計画（宿泊・輸送等）A4判縦両面印刷 10部
- (2) 上記計画の原稿および図等素材の電子ファイル（※）（CDまたはDVD）2枚

※ Microsoft Word®、Microsoft PowerPoint®またはMicrosoft Excel®を使用のこと。（バージョン：2010以降）

6 基本計画（宿泊・輸送等）作成における留意事項

- (1) 基本計画（宿泊・輸送等）の作成にあたっては、食材、宿泊施設、輸送手段、印刷物など、県内の事業者や関係団体等と密に連携を図りながら、県内のものを優先して使用するよう努めること。また、第73回全国植樹祭岩手県実行委員会（以下、「実行委員会」という。）および実行委員会が別に委託契約を締結する宿泊・輸送等を除く第73回全国植樹祭基本計画作成等業務の受託者と十分に調整しながら作成※すること。

※ 宿泊・輸送等を除く基本計画と、基本計画（宿泊・輸送等）を一本化して「第73回全国植樹祭基本計画」を作成するため。

- (2) 第51回全国林業後継者大会（第73回全国植樹祭関連行事：開催地は未定）への参加者のうち、全国植樹祭に参加される方も含めて企画すること。また、第51回全国林業後継者大会関係者とも十分に調整を図ること。
- (3) 作成する基本計画（宿泊・輸送等）の内容は、実行委員会や関係機関との協議により説明、追加、修正、削除を要請することがある。
- (4) 本大会の開催にかかる予算編成作業等に要することから、令和2年12月24日（木）までに基本計画（宿泊・輸送等）および概算経費※の中間報告を提出すること。

※ 概算経費については、第73回全国植樹祭実施計画作成等業務（宿泊・輸送等）委託費〔令和4年度を予定〕と、第73回全国植樹祭宿泊・輸送等業務委託費〔令和5年度を予定〕に分け、その内容ごとに区別すること。

7 その他留意事項

- (1) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、実行委員会と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。なお、再委託を受ける者についても「募集要領4参加資格(4)から(8)」の要件を満たすものとする。
- (2) 受託者（再委託を受けた者も含む。）は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の保護については十分な注意を図り、流失・損失を生じさせないこと。

(4) 基本計画（宿泊・輸送等）の作成にあたっては、第三者のあらゆる権利を侵害しないこと。

なお、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合、当該著作物等の使用に必要な費用の負担および使用許諾契約等に係る一切の手続きは受託者が負うこと。

(5) 基本計画（宿泊・輸送等）およびその素材、成果品についての物権および著作権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き実行委員会に帰属する。